平成２６年度

試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業　募集要項

【製品等改良編】

◆　申請書類提出に係る登録期間

申請書類の提出は、混雑緩和のため、事前申込制になっております。下記期間に公社ホームページからご登録ください。

※　この期間に登録がない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

平成２６年６月１１日(水)～７月１８日(金)　午後５時（厳守）

◆　申請書類の提出期間

平成２６年７月２８日(月)～８月１日(金)

（上記の間で公社が指定する日時）

◆　申請書類（様式）

公社ホームページからダウンロードできます。

ＵＲＬ：　http://www.tokyo-kosha.or.jp/

◆　お問い合わせ先

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部　助成課

所在地：101-0025
東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎5階

ＴＥＬ：03-3251-7895

ＦＡＸ：03-3253-6250

e-mail：josei@tokyo-kosha.or.jp

ＵＲＬ：http://www.tokyo-kosha.or.jp/

目　　次

１　事業目的……1

２　事業内容（支援内容）……1

３　申請資格……2

４　助成事業のスケジュール……4

５　助成対象経費……4

６　助成の対象とならない場合の例……6

７　申請書の作成及び提出……7

８　審査方法……8

９　助成事業を実施するための注意事項……9

10　助成事業完了後の注意事項……10

11　交付決定の取消し及び助成金の返還……10

＊　申請に必要な書類

＊　申請書作成のポイントと記入例

１　事業目的

自社で開発・製造した製品・試作品（以下、「製品等」という。）を有する都内中小企業が、展示会等出展や市場調査等により把握した顧客ニーズに適合させるために策定した改良計画に基づき、製品等の改良に要する経費の一部を助成し、創業期や新たな事業展開を図る企業の経営力を強化するため、本事業を実施します。

２　事業内容（支援内容）

自社で開発・製造した製品等を顧客ニーズに適合した完成品として市場投入するために行う改良に必要な原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注費の一部を助成します。

（１）　助成対象期間

平成２６年１０月１日から平成２７年１２月３１日までの事業に必要な期間
（最長１年３ヶ月）

（２）　助成限度額

５００万円（助成下限額　**５０万円**）

（３）　助成率

助成対象と認められる経費の**２分の１以内**

（４）　対象経費

製品等の改良に要する経費の一部（５ページ「５　助成対象経費」参照）

（５）　対象事業

ア　製品等を顧客ニーズに適合させ、市場へ投入するために行う改良
イ　上記に付随する外部専門家による技術指導の受け入れ
ウ　改良内容に合致しているか否かを判断するための試験評価・検査

（助成事業対象範囲イメージ図）

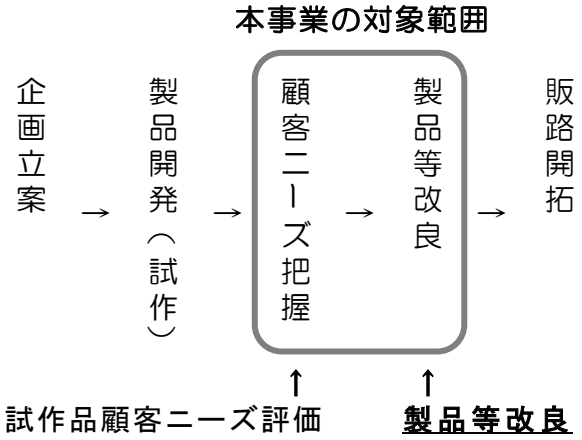

（6） 留意事項

① 本事業では、都内中小製造業等が自社で開発及び製造した工業製品（原則１種類）を主な支援対象とします。なお、改良（製造）工程のすべてを委託・外注するものについては、説明を求める場合があります。

② 本事業で製造する完成品は、必要最低限の数量としてください。

③ 次のいずれかに該当する場合は、本助成事業の対象にはなりません。

- 運転資金や設備投資を目的としているもの
- 他社（自社以外。親会社・子会社を含む。）が開発した製品等の改良
- 特定の顧客（法人・個人）の要望による改良
- 改良後の製品等の製造や販売の権利帰属が申請者にない場合
- 改良後に市場へ投入（販売）しない場合
- 平成２７年１２月３１日までに助成事業の完了が見込めないもの
- 改良を前提として把握したニーズが特定の顧客（法人・個人）向けであるもの
- 公序良俗に反する事業など、事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

④ 本事業は、改良前後の製品等の優位性を公社が保証するものではありません。

３ 申請資格

（1） 申請対象者

東京都内に主たる事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者

※ 「中小企業者」とは、下表のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ただし、<u>大企業が実質的に経営に参画しているもの（みなし大企業）は除く</u>

業　　種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、ソフトウエア業、情報処理・提供サービス業、建設業、運輸業、その他	３億円以下又は３００人以下
卸売業	１億円以下又は１００人以下
サービス業	５，０００万円以下又は１００人以下
小売業	５，０００万円以下又は５０人以下

※ 「大企業が実質的に経営に参画」とは、

・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していること
・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していること
・役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
・その他大企業が実質的に経営に参画していると判断できるもの

※ 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は除く。

（２） 申請要件

① 東京都内において主たる事業所を有し､事業を営んでいること

② 法人の場合は、東京都内に登記があること

③ 個人事業者の場合は、都内税務署へ開業届を提出していること

④ 平成２６年７月１日現在、東京都内で引き続き１年以上事業を営んでいること

⑤ 都内税務署に提出した直近２期分の確定申告書（決算報告書を含む。）の写しを提出できること

⑥ 直近決算期における売上高において、企業からの受注が全体の５０％以上であること。

⑦ 平成２６年７月１日現在、自社が開発・製造し、かつ本事業による改良後、市場へ投入する製品等を有すること（申請対象となる製品等は原則１種類のみ）

⑧ 平成２６年７月１日現在、顧客ニーズの把握した上での改良計画を有すること。

⑨ 製品等の改良を実施する場所は、原則東京都内にある申請事業者の本社又は事業所、工場等であること。なお、実施する場所とは、実際に製品等の改良を行う場所及び本事業における成果物（改良後の完成品、機械装置、外注先の製作物、試験評価結果に関する書類等）が確認できる場所をいう。

⑩ 本助成事業の成果を活用し、引き続き東京都内において事業活動を継続予定であること

⑪ 同一のテーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと、採択された後においても受けないこと

⑫ 本助成事業への申請は、一企業あたり一件であること

⑬ 同一テーマ・内容で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと

⑭ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません）

⑮ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

⑯ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

⑰ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること

⑱ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと

⑲ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること

⑳ 以下の場合は、申請できません

・ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適正を欠くもの。

・ 公的資金の助成先として適切ではないと公社が判断するもの。

４　助成事業のスケジュール

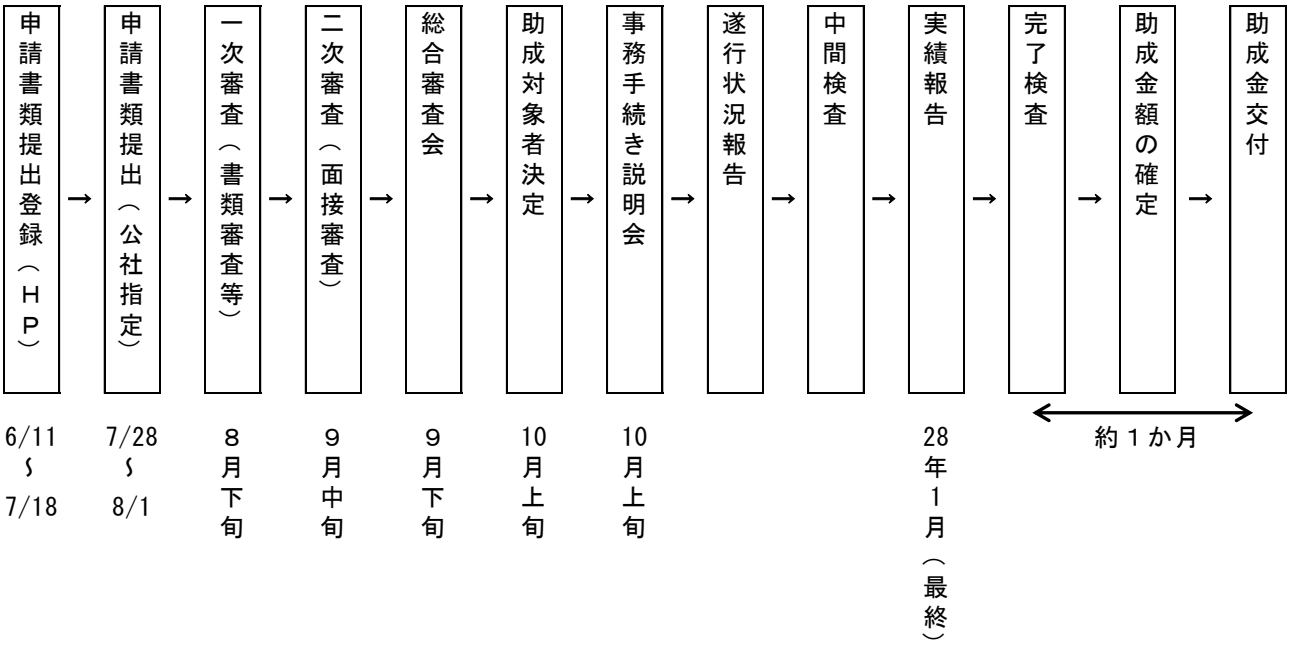

※　日程は、状況により変更する場合があります。

５　助成対象経費

助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下①～④の条件に適合する経費で「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

①　助成対象事業として決定を受けた事業実施のための**必要最小限の経費**

②　**助成対象期間内（平成２６年１０月１日から平成２７年１２月３１日まで）**に契約、実施、支払いが完了した経費

③　助成対象（使途、単価、規模等）の**確認が可能**であり、かつ、本助成事業に係るものとして、**明確に区分**できること

④　助成対象経費で得た財産は、**所有権が助成事業者に帰属すること**

＜助成対象経費一覧＞

経費区分	内　　容
原材料・副資材費	自社内で改良を行うための製品等の構成部分、製品・部品等の改良等の実施に直接使用し消費される材料、原料及び副資材の購入に要する経費 例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等 ＜注意事項＞ ・　購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、助成事業終了時には使い切ることを原則とします。 ・　本経費の対象とする物品については、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、改良の途上において生じた仕損品やテストピース等を保管（保管が困難な場合には写真撮影による代用も可）しておく必要があります。
機械装置・工具器具費	製品等の改良、試験評価等に必要な機械装置、工具器具類を新たにリース・レンタル・購入（据付を含む。）を行う際に要する経費 例：製品等の改良を行うための試作金型、計測機械、測定装置等 ＜注意事項＞ ・　機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に新たに賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。 ・　分割払いにより調達した場合、すべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 ・　単価が１００万円（税抜）以上の購入品については、原則として２者以上の見積書（単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの）が必要となります（市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等の添付でも可。） ・　本経費にて購入等を行った機械装置・工具器具については、東京都内にある申請事業者の本社または事業所、工場等において完了検査を行う際に確認できない場合、助成対象外となります。
委託・外注費	１　自社で不可能な改良、試験評価等に係る外部事業者等（大学・試験研究機関を含む）への委託・外注に要する経費 例：機械加工、設計委託、試験評価、検査・実験・研究委託、実証データ取得費用、デザイン等 ２　外部専門家の技術指導を受ける場合に要する経費 例：改良指導、技術文書作成・マニュアル整備等の指導、模倣品対策相談費用等 ＜注意事項＞ ・　外部専門家から技術指導を受ける場合は、原則として２者以上の見積書（申請料、検査・登録料、指導料、手数料等の項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるもの）及び当該技術等に係る実績や経歴の根拠がわかるものが必要となります。 ・　外部専門家から技術指導を受ける場合、指導実施日ごとに、指導内容を記入押印した指導報告書が必要になります。 ・　規格等の認証や登録等に係る費用については、助成対象にはなりません。

６　助成の対象とならない場合の例

（１）　契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内（平成２６年１０月１日から平成２７年１２月３１日まで）に行われていない場合

（２）　助成事業に関係のない物品の購入、業務の委託・外注等（完了時点で未使用の原材料など、必要限度を超えたもの等を含む。）

（３）　見積書、契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合（印漏れの場合を含む。）

（４）　申請書に記載されていないものの購入、業務の委託・外注を行った場合又は支払った場合

（５）　通常業務・取引と混合して支払いが行われている場合

（６）　他の取引と相殺して支払いが行われている場合

（７）　支払先が契約先と異なる場合

（８）　他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている場合（原則は振込払い）

（９）　購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合及びポイントにより支払いが行われたポイント分

(10)　親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様。）が経営する会社）、代表者の親族（個人）との取引（所在地や電話番号が同一である等、同一の経営とみなされる場合を含みます。）

(11)　「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等・反社会的勢力との取引

(12)　助成対象となる改良を終えた完成品が自社の資産とならない場合のすべての経費

(13)　機械装置・工具器具費における購入した機械装置・工具器具等、委託・外注費における成果物等が自社の所有にならない場合の当該経費

(14)　機械装置・工具器具費において、下記に該当する経費

①　量産用経費及び事業目的以外の機械設備に係る経費

②　リース、レンタルについて、助成対象期間外の期間に係る経費

③　既存の機械類の改良、修繕等に係る経費

④　中古品の購入に係る経費

⑤　本事業に関係のないものの購入・使用契約に係る経費

⑥　自社の所有する施設以外に設置するものに係る経費

(15)　規格や認証取得に関する経費、また、規格・認証を行った場合において、取得後に発生した経費（サーベイランス、維持審査料、認証継続費用、顧問料への充当も含みます）

(16)　間接経費（消費税等各種税金、振込手数料等の各種手数料、収入印紙代等）

(17)　通信費、光熱水費等の経常的経費

(18)　資料購入代、会議費、消耗品等の事務的経費

(19)　茶菓、飲食、娯楽、接待の費用

(20)　一般的な市場価格又は業務委託等の内容に対して著しく高額な経費

(21)　公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※　上記はあくまでも例です。これ以外にも内容によっては対象外となるものもありますので、不明な点は公社へご確認ください。

7　申請書の作成及び提出

（1）　申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページ（http://www.tokyo-kosya.or.jp/）よりダウンロードして作成してください。

（2）　申請書類提出に係る登録期間

申請書類の提出は、混雑緩和のため、事前申込制となっています。

下記期間にご都合の悪い日時をご登録ください。

なお、この期間内にご登録がない場合は、申請を受けられません。

平成２６年６月１１日(水)～７月１８日(金)　午後５時（厳守）

（3）　申請書類の提出

申請書類の提出は、公社が指定した下記期間に持参により受付を行います。

平成２６年７月２８日(月)～８月１日(金)の間で公社が指定する日時

※　提出日時は、公社ホームページにてご登録いただいた後、電子メールにてご連絡します。

※　提出する際は、会社概要及び申請する事業の内容を説明できる方がお越しください。

＜申請書類の提出先＞　※郵送不可

〒１０１－００２５
東京都千代田区神田佐久間町１－９
東京都産業労働局秋葉原庁舎５階
公益財団法人東京都中小企業振興公社
企画管理部助成課
電　話：０３－３２５１－７８９５
ＦＡＸ：０３－３２５３－６２５０

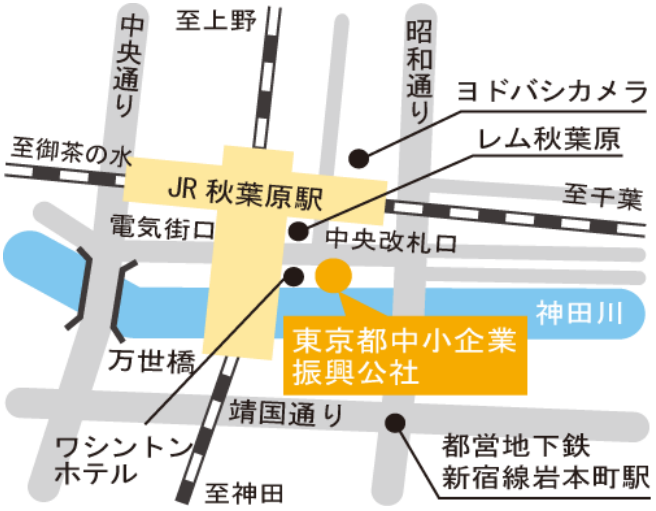

ＪＲ「秋葉原駅」中央改札口徒歩１分
東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」徒歩３分
つくばエクスプレス（ＴＸ）「秋葉原駅」Ａ１出口徒歩１分
都営新宿線「岩本町駅」Ａ３出口徒歩５分

（4） 留意事項

① 申請書提出後の加筆、修正等はできません。

② 申請書類の提出や現地調査（該当があった場合のみ）、二次審査（面接審査）においては、会社概要及び申請事業の内容を説明できる自社の役職員の方が対応してください（経営コンサルタント・顧問等による対応はお受けできません。）。

③ 審査会場には、電子機器類（録音が可能な機器、撮影機器、デジタルカメラ等）の持ち込みはできません。

④ 提出書類は返却しません。必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

⑤ 審査の途中経過において、申請書類及び記載内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがあります。

⑥ 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

⑦ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者の負担となります。

⑧ 指定された日時に内容説明や面接にお越しにならない場合には、申込を辞退されたものとみなします。

⑨ 助成事業に要する経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。

⑩ 助成対象事業として採択された場合、申請者名（企業名及び代表者名）、本事業の対象となる製品等の名称について公表します。

8 審査方法

（1） 審査方法

ご提出いただいた書類に基づき、一次審査（資格審査、経理審査、内容審査、必要に応じて現地調査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を行うとともに、必要に応じて改良の実施場所を確認させていただいた後、助成対象者を決定します。

（2） 審査の視点

① 対象となる製品等の独創性、先進性、優秀性、完成度、市場性

② 対象となる製品等を改良する必要性

③ 改良内容に係る明確性、適切性、顧客ニーズ把握結果との整合性

④ 改良内容の計画性、実現性

⑤ 事業完了後に市場投入する完成品の将来性、市場性、計画の妥当性、波及効果

（3） 審査結果および交付決定

① 審査結果は、総合審査会終了後、書面にてお知らせします。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

② 審査の結果、不採択となることがあります。

③ 採択された場合においても、助成金申請額と助成金交付予定額が異なることがあります。

④　採択に際して通知する交付予定額は、助成交付金の上限を示すものであり、事業完了後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります。）。

⑤　助成金交付にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

９　助成事業を実施するための注意事項

助成事業の実施にあたっては、以下の点にご留意ください。詳細については、採択された後の事務手続き説明会にてご説明します。

（１）　関係書類の整備・保管

助成事業の実施及び支払に係る確認書類として、以下の書類の整備・保管が必要です。

なお、日本語以外の言語で作成された書類につきましては、必要箇所の日本語訳を添付してください。

①　支払確認に係る書類

見積書、契約書（注文書・注文請書、展示会等出展においては申込書・受付確認書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（インターネットによる振込の場合は振込画面のハードコピー）、通帳又は当座勘定照合表、領収書

②　事業内容確認に係る書類

成果品の仕様書・図面・写真、改良計画どおりに完成したか否かを確認できる検査データ、機械装置・工具器具を購入した場合のカタログ・保証書、報告書、指導報告書等

③　その他、公社が必要と指示する書類

（２）　経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局から申請企業名義での振込払いを原則とします。申請企業の役員や社員、その他の個人口座からの振込を行った経費については対象外になります。

海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

（３）　事業計画の変更

申請書に記載された内容により審査を行っているため、原則実施内容の変更はできません。

しかしながら、正当な理由がある場合は、事前に公社へ申請し、承認を受けた上で変更することができます。

なお、助成事業の対象となる製品等については、いかなる理由があっても変更できません。

（４）　助成金額の確定

①　助成事業完了後、すみやかに実績報告書をご提出いただき、公社による検査終了を経て、助

成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります。）。

② 助成金額の確定においては、申請時に自ら設定した改良計画における目標（仕様や性能等）が達成されていることが条件となります。

10 助成事業完了後の注意事項

（1） 企業化状況報告書の提出

助成事業が完了した年度の翌年度から５年間における助成事業の成果等について、毎年、報告書を提出していただきます。

（2） 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳票類は助成事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間、保存しなければなりません。

（3） 財産等の管理及び処分

① 助成事業により取得又は効用の増加した財産（成果品、機械装置、工具器具等）について、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して５年経過する日まで保存しなければなりません。また、この期間内に処分（売却、譲渡、交換、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ公社に申し出て承認を得なければなりません。

② 助成事業により取得した財産等について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。

③ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は公社に納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る助成事業に係る助成金額を限度とします。）。ただし、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、納付義務が免除されます。

（4） 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産、その他物件について、立入り調査を行い、報告を求めることがあります。

11 交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

（1） 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
（2） 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
（3） 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
（4） 東京都内の主たる事業所及び改良場所での事業活動の実態がないと認められるとき。
（5） 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
（6） 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
（7） 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令、その他法令に違反したとき。
（8） その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき。

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。
※ 不正又は事故を起こした助成事業者、委託・外注先事業者その他助成事業関係者等は、以後、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることが一切できません。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的
（1） 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
（2） 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）
（1） 目的
ア 当公社からの行政機関への事業報告
イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
（2） 項目…氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
（3） 手段…電子データ、プリントアウトした用紙
※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しておりますので、併せてご参照ください。

この事業は、東京都の「目指せ！中小企業経営力強化事業」の一環で実施しています。

平成２６年度 試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業【製品等改良】
申請に必要な書類

＜注意事項＞

※　両面印刷にしないでください（ただし、確定申告書の写しを除く）

※　ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにしてください。

※　白黒でコピーを取った場合でも判別できるものとしてください。

No.	必要書類	部数	ﾁｪｯｸ欄
1	試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業**申請内容確認リスト**（指定様式）	１部	
2	試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業**申請書（指定様式）**	正１部 写２部	
3	３ヶ月以内に発行の**登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【原本】** ※　個人事業者の場合は開業届又は確定申告（青色申告に限る）の写し	１部	
4	**社歴（経歴）書**〔会社概要でも可〕	１部	
5	都内税務署の受付印のある（※）**直近２か年分の確定申告書の写し** 法人：①別表一～十六　②決算報告書　等すべて 個人：すべての事業の収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む） ※　電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果（受信通知）を出力したものを併せてご提出下さい。	各期 １部	
6	直近の事業税等の**納税証明書【原本】** （１）　法人の場合 都税事務所が発行する直近の「**法人事業税**及び**法人都民税の納税証明書**」 （２）　個人事業者で事業税が課税対象の方 都税事務所が発行する直近の「**個人事業税の納税証明書**」及び都内市区町村が発行する代表者の直近の「**住民税納税証明書**」 （３）　個人事業者で事業税が非課税の方 都内税務署が発行する代表者の「**所得税納税証明書（その３）**」及び都内市区町村が発行する「**住民税納税証明書**」	１部	
7	**説明資料** （１）　改良を行う製品等の内容がわかる資料（仕様書、図面、写真等） （２）　改良を行う製品等に関する顧客ニーズの調査結果 （３）　上記(２)に基づく改良計画（仕様書、図面等） （４）　見積書の写し　※　原則２者以上 ・　１件１００万円（税抜）以上の機械装置・工具器具を購入する場合（市販品の場合は価格表示のあるカタログ等でも可） ・　改良の一部を１００万円（税抜）以上で外部に委託・外注する場合 ・　外部専門家から技術指導・研修等を受ける場合 （５）　対象となる製品等について、過去５年以内に開発や顧客ニーズの把握等に係る公社助成事業を利用した場合は当該事業の確定通知書 （６）　上記のほか、対象となる製品等について、助成事業以外の公社事業や東京都の支援・評価、さらに特許・実用新案等がある場合はその通知等の写し	各３部	
8	返信用封筒（長形３号のものに宛先記入及び**８２**円切手を貼付）	２部	

平成２６年度試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業【製品等改良】
申請前確認リスト

申請書作成のポイントと記入例

◎　提出前に下記の確認事項をご確認ください。

確認事項	ご回答		公社確認
申請形態が下記のいずれかに該当する法人または個人事業者である （該当する箇所に〇を付けてください） （〇）製造業・その他業種：資本金３億円以下　または従業員300人以下 （　）卸売業　　：資本金１億円以下　または従業員100人以下 （　）サービス業　　：資本金５千万円以下または従業員100人以下 （　）小売業　　：資本金５千万円以下または従業員　50人以下	は　い	いいえ	
大企業（中小企業者以外の者：中小企業投資育成(株)、投資事業有限責任組合を除く。以下同様とする。）が単独で発行済株式総数または出資総額の２分の１以上を所有または出資していない（予定を含む）	は　い	いいえ	
大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資していない	は　い	いいえ	
役員総数の２分の１以上を大企業の役員または職員が兼務していない	は　い	いいえ	
その他大企業が実質的な経営に参画していない（予定を含む）	は　い	いいえ	
東京都内に主たる事業所を持ち、事業を営んでいる	は　い	いいえ	
法人の場合、東京都に登記している 個人事業者の場合、都内税務署へ開業届出をしている	は　い	いいえ	
製品等の改良を実施する場所は、助成事業における成果物が確認できる自社の事業所、工場等であり、原則として都内である	は　い	いいえ	
本事業の成果を活用し、引き続き東京都内において事業活動を実施する予定である	は　い	いいえ	
同一テーマ･内容で公社･国･都道府県･区市町村等から助成を受けていない	は　い	いいえ	
事業税等を滞納していない	は　い	いいえ	
東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない	は　い	いいえ	
過去に公社・国・都道府県・市区町村から助成を受け不正等の事故を起こしていない	は　い	いいえ	
過去に公社から助成金の交付を受け、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を未提出でない	は　い	いいえ	
助成金交付申請金額は５０万円以上５００万円以下である	は　い	いいえ	
対象となる試作品は、他社の特許等の侵害がないものである	は　い	いいえ	
親会社、子会社、グループ企業等関連会社との取引に係る費用が助成対象経費に含まれていない	は　い	いいえ	
＜法人の方のみ＞申請書「申請者の概要」、「役員・株主名簿」は登記簿謄本の内容と同一である（法人）	は　い	いいえ	
＜法人の方のみ＞申請書「役員・株主名簿」は税務署に提出した確定別表二と同一である（法人）	は　い	いいえ	
「平成２６年度試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業募集要項【改良編】」の記載内容を全て確認した	は　い	いいえ	

印鑑登録のある代表者印を使用してください
(申請書表紙と同じ印)

平成２６年〇〇月〇〇日

事業者名：株式会社〇〇〇〇　（代表者職氏名）代表取締役　〇〇　〇〇　〇〇　実印

様式第１－２号（第５条関係）

公　社　記　入　欄	
受付番号	

印鑑登録のある代表者印を
使用してください
(申請前確認リストと同じ印)

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理　事　長　殿

［申請者名］
所　在　地　東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇
事 業 者 名　株式会社〇〇〇〇
代表者職氏名　代表取締役　〇〇　〇〇　〇実印

平成２６年度 試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成事業【製品等改良】
申　請　書

下記のとおり助成事業を実施したいので、別紙の書類を添えて、助成金の交付を申請します。

記

１　申請テーマ（改良を行う製品等の名称。２０字以内）

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇										

２　資金計画

助成事業に要する経費　　６，１０２，０００円

助成対象経費　　５，６５０，０００円

助成金交付申請額　　２，８２５，０００円（※千円未満切捨て）

３　事業終了予定日　　平成２７年１２月３１日

４　申請状況

（１）　現在この助成金以外で申請している助成事業（国・都・公社等）

申請先	助成事業名	テーマ	助成金申請額	本申請との関係
東京都中小企業振興公社	〇〇支援助成事業	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇千円	同一 ・ 否
				同一 ・ 否
				同一 ・ 否

（２）　国・都・公社等から助成金の交付を受けた実績（過去５年分。直近のものから順に記入）

年度	申請先	助成事業名	テーマ	助成金額	本申請との関係
H24	東京都中小企業振興公社	新製品・新技術開発助成事業	非鉄金属による〇〇〇の試作開発	〇,〇〇〇千円	同一 ・ 否
H25	東京都中小企業振興公社	試作品等顧客ニーズ評価･改良支援事業	非鉄金属による〇〇〇（顧客ニーズ評価）	〇,〇〇〇千円	同一 ・ 否
					同一 ・ 否

実　施　計　画

1　申請者の概要

フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬﾏﾙﾏﾙﾏﾙﾏﾙ	代表者職氏名	
事業者名	株式会社〇〇〇〇	代表取締役　〇〇　〇〇	
登記上所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇	ＴＥＬ	０３－〇〇〇〇-〇〇〇〇
		ＦＡＸ	０３－〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇	ＴＥＬ	０３－〇〇〇〇-〇〇〇〇
		ＦＡＸ	０３－〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡担当者	フリガナ：ﾏﾙﾏﾙ　ﾏﾙﾏﾙ 氏　名：〇〇　〇〇 E-Mail：aaaaaaa@aaaaaaa.com	所　属	総務部総務課
		役　職	経理担当
ＵＲＬ	http://www.aaaaaaaaa.com	メールによる情報提供(東京ﾈｯﾄｸﾗﾌﾞﾏｶﾞｼﾞﾝ)の配信希望	☑ 配信希望(無料) ☐ 配信不要
事業開始	創　業　平成１７年　４月　１日 法人設立　平成１７年　４月　１日	創業年数	９年　３ヶ月 (平成２６年６月末現在)
資本金・出資金	３，０００千円 (うち大企業からの出資　０千円)	役員数	常　勤　３人 非常勤　１人　計　４人
		従業員数	正社員　４０人 パート他　１０人　計　５０人
業　種	金属製品製造業	主要製品	〇〇〇〇〇、□□□□□
企業概要	主に工作機械や半導体製造装置用金属部品の製造及び加工、各種機械装置、ユニットの組立を事業内容とする。		

事業所	種別	所在
	本社	東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇
	◆◆工場	東京都〇〇市〇〇町〇－〇－〇
	営業所	東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇

日本標準産業分類による中分類を記入してください

現有所有設備	設備の名称	数量	使用目的	設置場所
	〇〇〇機	3	〇〇〇加工	工場
	〇〇〇〇装置	1	〇〇〇組立	工場
	〇〇測定器	1	〇〇検査	本社

直近年間売上高内訳	主要取引先	所在地	売上高	取引年数
	株式会社□□□	東京都〇〇市〇〇町〇－〇	５，０００千円	６年
	□□□株式会社		３，０００千円	５年
	有限会社□□		２，５００千円	５年
			千円	年
	その他		４，５００千円	
			１５，０００千円	

売上高の内訳は、企業からの受注が全体の50%以上になるまで明細を、残りはその他としてまとめてご記入ください。

直近決算書の売上高と同じになるようにしてください

２　役員・株主名簿

※　枠内に書ききれない場合は「別紙参照」などとし、別紙（様式は自由）で説明してください。

平成２６年　７月　１日現在

役員・株主（注１）	氏　名	役職等（注２）	現住所	持ち株数(株)	持ち株比率(%)	出資額（千円）	大企業に該当する場合資本金・従業員数
役員・株主	○○○○	代表取締役	東京都○○市○○町○－○	200	40.0	1,200	
役員・株主	○○○○	取締役	東京都○○市○○町○－○	200	40.0	1,200	
役員・株主	○○○○	取締役	○○県○○市○○町○－○	50	10.0	300	
役員・株主	○○○○	監査役	○○県○○市○○町○－○	0	0	0	
役員・株主	㈱○○キャピタル			50	10.0	300	
合　計				500	100.0	3,000	

①　履歴事項全部証明書に記載されている役員は、全員記入してください。

②　株主は、持ち株比率の高い方から７０％を超えるまでは必ず個別に記入してください。その他の株主については、「その他」として一行にまとめてもかまいませんが、企業が株主の場合は必ずすべてご記入ください。

③　役員・株主欄には該当する箇所に必ず「○」をつけて下さい。

④　現状の役員又は株主が「履歴事項全部証明書」又は「確定申告書　別表二」と異なる場合、「内容が異なる理由」欄に理由を記載して下さい。

⑤　表の右上に記入する日付は、申請書提出日にしてください。

⑥　株主が大企業(※)の場合、指定の欄に資本金と従業員数を記入してください。なお、ここでいう「大企業」とは、募集要項P.２の「３　申請資格」にある「大企業」及び「大企業が実質的に経営に参画している企業」のことです。

※　履歴事項全部証明書又は確定申告書別表２の提出時と本記載内容が異なる場合は、理由を記入。	・平成２６年４月１日付けでの役員変更 ・平成２６年４月１日付けで株式の移動あり

（注１）　いずれか又は両方に○をつけてください。

（注２）　役員の場合は役職を記入し、役員以外の株主は、申請者との関係（外注先等）と職業（個人の場合）を記入すること。

（注３）　持ち株比率の合計欄は必ず「100%」にしてください。

※　株主・出資者に**投資会社**や**ホールディングス会社**が含まれる企業の方のみ下記も記入ください

①	㈱○○キャピタルの株主	筆頭株主:○○銀行㈱(○○%)、第二位株主:㈱○○○　(○○%)
②	の株主	筆頭株主:　　(　　%)、第二位株主:　　(　　%)

3　本事業の位置づけ

下記で該当する項目がある場合は☑した上で、その内容を具体的にご記入ください。

各項目ごとの記入例です。該当する項目のみご記入ください。

☑ 新たな分野への進出（事業の多角化）

業種・分野	非鉄金属製造業
既存事業との関係	これまでの取引先等から弊社の取り扱い製品の非鉄金属製品についての問い合わせが増えている。弊社の技術を活かし、これまでの取引先及びこれまで取引がなかった企業からの発注が見込める。
新規性・発展性等	弊社製品と同等の製品を製造する企業は〇〇社程度存在するが、非鉄金属を素材とする製品については、まだない。 試作品開発段階において、性能検査を行ったところ、耐久性等の向上や・・・・・・など、さまざまな分野への活用が期待できる。 国内においても・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・だが、海外においては、・・・・・や・・・・・・・地域でへの進出が込まれ、・・・・・・・・・・という点で都内産業全体への波及効果も期待できる。

☑ 既存事業とは異なる分野への事業転換

業種・分野	非鉄金属製造業
新規性・発展性等	海外の〇〇製造業界においては、急速に金属から××への転換が進んでいるが、国内においては依然として金属での製造が８割を超えている。 今後、海外市場の参入を目指すためには、即××への転換を図るべきであり、国内においても優位となる。 また、△△や□□の製造においても××への転換は有効であり、本事業をきっかけとして、××への転換を進めていく予定である。

☑ 新たに海外市場へ進出

進出予定の国・地域	□□□地域
上記市場の状況	〇〇製品については、数年前まで同国内の独占市場であったが、徐々に欧米が参入を始め、今年からはアジアからの廉価なものが入り始めている。
海外での実績	自社◎◎製品の△△地域参入においては、欧米・アジアの参入が始まっていたものの、細かなニーズに対応した品質で他国企業を上回る受注を獲得できた。
新規性・発展性等	本事業の対象とする試作品の旧型については、昭和〇〇年から国内〇〇業界の大手企業各社からの受注を継続して確保しているところであるが、対象試作品〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、弊社も含めどこも海外参入を果たしていない。本事業を機に□□□地域に参入できた場合、国内初となる。

□ その他（新規性がある場合は具体的にお書きください）

４　事業内容の説明

（１）　事業計画の概要　　※　対象試作品の開発から販売に至る全体についてご記入ください

【動機】

＊　趣旨、背景を４００字以内で簡潔にご記入ください。

【方向性】

＊　完成後の事業展開等、４００字以内で簡潔にご記入ください。

（２）　助成事業の対象とする製品等について　※改良前の試作品・既存製品についてご記入ください

名　　称	○○○○○○○○○
完成時期	平成２５年１２月　　※　市場未投入の場合は試作品の完成時期
開発経緯	創業から金属製品一筋であったが、ここ２～３年くらいで非鉄金属製品のニーズが多く寄せられ、平成２４年度に公社助成事業を活用し、非鉄金属による○○○の試作品開発を行ったところである。
仕様・規格	サイズ：・・・・、重量：・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
機能・用途	1　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3　・・・・・・・・・・・・・・
独自性・先進性	1　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
産業財産権等 （該当に☑）	☐　保　　有　→　☐　特許権、☐　実用新案権、☐　意匠権、☐　商標権 ☑　出 願 中　→　☑　特許権、☐　実用新案権、☐　意匠権、☐　商標権 ☐　出願予定　→　☐　特許権、☐　実用新案権、☐　意匠権、☐　商標権 ☐　購入利用　→　☐　特許権、☐　実用新案権、☐　意匠権、☐　商標権
単価／販売	○００，０００円（税抜）／　平成２８年　３月販売開始（予定を含む）
販促活動実績 ※　既存製品の場合のみ記入	

過去５年間の年間売上 ※　既存製品の場合のみ記入	年度	数　量（単位：　）	金　額（単位：円）
			円
			円
			円
			円
			円

その他 （該当に☑）	☑ 公社の助成事業を利用したものである （助成事業名：平成２５年度新製品・新技術開発助成事業、平成２５年度試作品等顧客ニーズ評価・改良支援事業（試作品等顧客ニーズ評価）） ☐ 公社又は東京都の事業の支援対象又は一定の評価を得ている （事業名：　　） ☐ その他、国や業界団体等から支援を受けたものである （具体的内容　　） ※ 該当がある場合は、根拠資料（助成金確定通知書等）を添付

（３） 改良の必要性

市場動向	**市場に係る①　規模、②　傾向、特性、③　現状、④　将来性等、について簡潔にご記入ください。**	
顧客ニーズ調査概要 （調査結果等の添付が必要です）	調査期間	平成２６年４月～平成２６年６月
	調査手法	・海外展示会出展時の来場者アンケート【外注】 ・対象地域の業界団体会員企業対象ヒアリング調査【外注】 ・国内顧客対象ヒアリング調査【自社】
	調査対象	・□□□地域で開催する△△△展示会の来場者（アンケート） ・□□□地域の△△△業の業界団体会員企業〇〇社（ヒアリング） ・国内顧客〇〇社（ヒアリング）
	調査項目	〇　・・・・・・・・・・・・・・・・ 〇　・・・・・・・・・・・・・・・ 〇　・・・・・・・・・・・・ 〇　・・・・・・・・・ 〇　・・・・・・・・・
	調査結果（概要）	〇　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〇　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〇　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ （詳細は別紙のとおり）
	調査会社（外注の場合）	企業名：◎◎リサーチ株式会社 所在地：東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇
競合製品の動向 （複数ある場合は適宜欄を追加してください）	製　品　名	◇◇◇◇◇◇
	製造企業名	◇◇◇◇株式会社
	特徴・評判	１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３　・・・・・・・・・・・・・・・
	自社製品との比較	◇◇◇◇◇◇には、自社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とは・・・・の点で類似しているが、自社のほうが・・・・・の点で優位性がある。 また、・・・・・・の点では・・・業界において自社製品のシェアが〇〇％と優位性がある。 ただ、△△△地域においては、◇◇◇◇（株）製品のシェアが高く、よりきめ細かなニーズに合うよう改良を加え、くい込みたい。

（4） 改良内容

① 達成目標（完成品の改良前後の比較、確認書類等）

改良**前**の仕様等	改良**後**の仕様等【達成目標】	目標達成を証明する提出物
（目標とする改良内容の基準となる仕様･規格等、比較元となる具体的な数値を示してください） **（例）** **サイズ：・・・・・** **重　量：・・・・・** **材　質：・・・・・** **処理スピード　〇〇以上／時間** **耐久温度　　〇〇度以上** **強　度：・・・・以上　　等**	（改良後の完成品の仕様･規格等を具体的な数値で示してください） **（例）** **サイズ：・・・・・** **重　量：・・・・・** **材　質：・・・・・** **処理スピード　〇〇以上／時間** **耐久温度　　〇〇度以上** **強　度：・・・・以上　　等**	（左記事項の裏付けとなる書類･データ等をご記入ください） **（例）** **・完成品の写真** **・完成品の図面、設計書、仕様書** **・試験機関の分析結果、評価書** **・完成品の取扱説明書**

② 改良内容の詳細

改良内容の詳細について、下記を参考にご記入ください
① 把握した顧客ニーズとの整合性、妥当性
② 利用素材や技術等の新規性、特殊性
③ アピールポイント

※ 必要に応じて説明資料を添付してください。

③ 実施にあたっての課題とその解決方法

課　　題	**＊ 特殊な技術が必要な場合や法的に問題がある場合など、該当する場合にご記入ください**
解決方法	

④ 実施にあたって活用する産業財産権

種類・番号	
活用方法	

（５） 助成事業の実施体制等

① 実施体制及び役割分担

（実施に係る社内体制、他企業等との連携体制、役割分担等。）

＊ 図等を利用し、わかりやすくご記入ください。

② 技術的能力、研究開発実績等

（実施にあたり必要となる技術的能力、担当研究員の資格、経歴や過去の研究開発実績　等）

（6） 改良スケジュール

取組項目 内　　容	26年 10月	11月	12月	27年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備　考
改良設計 ニーズに基づく改良設計図作成	●	―	●													○×設計株式会社(外注)
改良① 設計図面に基づく試作改良				●	―	―	―	●								自社
試験・評価① 試作改良品の性能試験・評価								●								□□研究センター（外注）
改良②－１ 試験・評価に基づく本格改良									●	―	―	―	●			△△△製作所（外注）
改良②－２ 上記改良品の仕上げ													●	●		自社
試験・評価② 完成品の性能試験・評価															●	□□研究センター（外注）
完成															●	

注） 取組項目の欄に内容を記入し、その実施期間を横線（始期と終期を●で表示。例：●――●）で示してください。

（7） 改良の実施場所

※ 実施場所が２ヶ所以上ある場合は、表を追加し、主たるものから順にすべてご記入ください

※ 主たる実施場所において、事業完了時の完了検査（完成品及び購入機械装置等の確認等）を行います

実施場所の名称	自社　◆◆工場		
所在地	東京都〇〇市〇〇町〇－〇－〇		
従業員数	１５名（パート１０人含む）	面積	５００㎡
最寄りの交通機関	〇〇〇〇　線　　××××　駅　　北　口　　下車　徒歩　〇〇　分 バス　　行き　　停留所　下車　徒歩　　分		

５　本事業終了後の事業展開について

本助成事業終了後、必要な改良を加えた上で、市場投入する前提で、今後の事業展開予定をご記入ください。

（１）　今後の展開

下記項目について、簡潔にご記入ください。

①　スケジュール

②　量産体制（設備・人員）

③　資金調達計画

④　販路開拓計画

（２）　売上予測

（単位：千円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
売　上　高	15,500	19,500	25,500	30,000	37,000
うち本事業分	500	3,000	5,000	8,000	13,000
売上原価	7,750	9,750	12,750	15,000	18,500
うち本事業分	250	1,500	2,500	4,000	6,500
販売費及び一般管理費	6,000	6,000	7,000	7,500	8,000
うち本事業分	1,000	1,000	1,500	2,000	2,000
経常利益	1,750	3,750	5,750	7,500	10,500
うち本事業分	△750	500	1,000	2,000	4,500

（３）　売上以外に期待できる効果

○　同じエリア内の企業の技術を活用することができるとともに、エリア内の別の複数企業とともに、同じ□□□地域に共同で参入することでより効果が上がり、地域産業の振興に貢献できる。

○　本製品は、□□□地域向けのものではあるが、本製品の製造技術は、××業界の○○においても活用できるものであり、＊＊＊という都市課題の解決にもつながるものである。

６　機械装置・工具器具購入計画書

※必要に応じて、枠を追加してください

機械装置・工具器具費に計上した、税抜１００万円以上の物件について記載してください。

品名・品番	ＡＢＣ０１－Ｄ			
本製品の必要性・選定理由	性　能	・・・・・・・・・・・、・・・・・・・・・・、・・・・・		
	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
購入先	企業名	有限会社××　　代表者		××　　××
	所在地	東京都〇〇市〇〇町〇－〇－〇	電　話	〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
	ＵＲＬ	http://www.batubatu.com		
購入先選定理由	実　績	H22　ＡＡＡ０３－Ｇ（〇〇の××加工機器）購入 H20　ＢＢＢ０３－Ｈ（△△用機器）購入		
	その他	都内では××加工機器を取り扱う唯一の会社。		
購入予定日	平成２６年１２月２５日納品（平成２７年　１月１５日支払予定）			
契約金額／支払方法	２，１６０，０００円（税込）／　前払い　　後払い　　分割払い			
備　　考	（２者以上の見積書聴取ができない場合の理由　他）			

消費税は８％で計算してください

７　委託・外注計画書

※必要に応じて、枠を追加してください

委託・外注費を計上した場合、全ての委託先について、資金支出明細に記載した順に下表を記入してください。

（１）

契約内容	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の改良設計			
委託・外注による理由	今回の改良に類似した〇〇や××等、非鉄金属類の設計においての実績が多いため。			
契約先	名　称	〇×設計株式会社	代表者	××　　××
	所在地	東京都〇〇市〇〇町〇－〇－〇	電　話	〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
	ＵＲＬ	http://www.sekkeijimusyo.com		
契約期間	平成２６年１０月　１日　～　平成２６年１２月３１日			
契約金額／支払方法	１，６２０，０００円（税込）／　前払い　　後払い　　分割払い			
選定理由	能　力	・　ＩＳＯ・・・・・取得 ・　〇〇の有資格者　×名		
	実　績	・　類似製品〇〇の設計（〇〇年〇月、株式会社〇〇） ・　類似製品××の設計（××年×月、有限会社××）		
	その他			

（2）

契約内容	改良品に係る〇〇の試験・評価			
委託・外注による理由	〇〇の試験が可能な都内唯一の試験機関であり、外部試験機関による公正かつ正確な評価の取得が可能であるため。			
契約先	名　称	□□研究センター	代表者	〇〇　〇〇
	所在地	東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇	電　話	〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
	ＵＲＬ	http://www.sikennkennkyuu.com		
契約期間	平成２７年５月１日～２０日、平成２７年１２月１日～２０日＜２回＞			
契約金額／支払方法	４３２，０００円（税込）／　前払い　後払い　分割払い			
選定理由	能　力	・　〇〇の研究に関する第一人者である××氏が在籍しており、試験評価においても・・・・・・・・・・・であり、定評がある。 ・　〇〇の試験評価を行う都内唯一の試験研究機関		
	実　績	〇　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（××年××月） 〇　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（××年××月） 〇　・・・・・・・・・・・・・・・・・に関する論文（××年××月）		
	その他	〇〇氏から日頃から技術指導を受けている。		

消費税は８％で計算してください

（3）

契約内容	〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る××加工			
委託・外注による理由	●●部分の××加工については、自社で行うことができないため			
契約先	名　称	△△△製作所	代表者	〇〇　〇〇
	所在地	東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇	電　話	〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
	ＵＲＬ	http://www.batubatukakou.ne.jp		
契約期間	平成２７年　６月　１０日　～　平成２７年１０月３１日			
契約金額／支払方法	５４０，０００円（税込）／　前払い　後払い　分割払い			
選定理由	能　力	・技術士（××） ・〇〇年の経験と実績		
	実　績	・自社製品□□□－□□の××加工 ・他社製品×××の××加工　　他		
	その他	日頃から××加工をお願いしており、技術及び正確さにおいて信頼をおいている。		

8　資金計画

助成対象期間の全体経費を記入してください

消費税は８％で計算してください

（１）　支出額内訳

（単位：円）

経費区分	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額 助成対象経費の１／２以内 （千円未満切り捨て）
ア　原材料・副資材費	702,000	650,000	325,000
イ　機械装置・工具器具費	2,808,000	2,600,000	1,300,000
（ア）　購入品	2,160,000	2,000,000	
（イ）　リース品等	648,000	600,000	
ウ　委託・外注費	2,592,000	2,400,000	1,200,000
合　　計	6,102,000	5,650,000	2,825,000

（２）　資金調達内訳

（単位：円）

経費区分	資金調達額	調達先	進捗状況等
自　己　資　金	3,102,000		
銀　行　借　入　金	3,000,000	○○銀行	内諾あり
役　員　借　入　金			
そ　の　他 （　　）			
合　　計	6,102,000		

（３） 支出額内訳

消費税は８％で計算してください

ア　原材料・副資材費　　（単位：円）

品　名	仕　様	単価（税抜）A	数量 B	助成事業に要する経費 A×B＋消費税	助成対象経費 A×B	契約先
○○○材	材質・・・、厚さ○○mm	50,000	10	540,000	500,000	㈲○×商店
△△溶剤	○○ml	30,000	5	162,000	150,000	○○㈱
合　計				702,000	650,000	

イ　機械装置・工具器具費　　※　詳細内容は「６　機械装置・工具器具購入計画書」に記入してください

（ア）　購入品　　（単位：円）

品　名	仕様・規格	単価（税抜）A	数量 B	助成事業に要する経費 A×B＋消費税	助成対象経費 A×B	契約先
ＡＢＣ０１－Ｄ	・・・・・・・・	2,000,000	1	2,160,000	2,000,000	㈲××
小　計				2,160,000	2,000,000	

（イ）　リース品、リース換算の購入品　　（単位：円）

品　名	仕様・規格	単価（税抜）A	数量 B	リース期間 C	助成事業に要する経費 A×B×C＋消費税	助成対象経費 A×B×C	契約先／リース期間
ＧＨＪ加工機	・・・・・・・・・・・・	50,000	1	12	648,000	600,000	㈱××／H26.12～27.12
小　計					648,000	600,000	

ウ　委託・外注費　　※　詳細内容は、「７　委託・外注計画書」に記入してください　　（単位：円）

内　容	仕　様	単価（税抜）A	数量 B	助成事業に要する経費 A×B＋消費税	助成対象経費	契約先
○○○○○○○○○○の改良設計		1,500,000	1	1,620,000	1,500,000	○×設計株式会社
改良品に係る○○の試験・評価	○○に係る××値、○○度	200,000	2	432,000	400,000	□□研究センター
○○○○○○○○○○に係る××加工	●●部分の××加工（××規格）	500,000	1	540,000	500,000	△△△製作所
合　計				2,592,000	2,400,000	